

外郭環状線環境影響評価 方法書の縦覧などについて

環境影響評価法の規定により、東京都都市計画道路自動車専用道路に係る環境影響評価方法を7月25日に東京都知事が告示したので、同方法書の縦覧などを次のとおり行います。

◆都市計画決定権者
東京都知事 石原慎太郎

◆都市計画対象事業
①名称Ⅱ都市高速道路外郭環状線(世田谷区宇奈根5線馬区大泉町間)事業、②種類Ⅱ高速自動車国道の新設③規模Ⅱ延長約16.4km

◆都市計画対象事業が実施されるべき区域
世田谷区、狛江市、調布市、三鷹市、杉並区、武蔵野市お

大井町区
◆都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であること認められる地域の範囲
世田谷区、狛江市、調布市、三鷹市、杉並区、武蔵野市および練馬区

◆方法書の縦覧
8月25日(月)まで(土・日曜日を除く)の午前9時~午後5時、①東京都都市計画局総務部都市計画課(都庁第二本庁舎21階南側)、②市環境対策課(市役所5階5番窓口)にて。

◆方法書の閲覧
縦覧期間中に、情報公開窓口に(市役所2階)、三鷹市、台市政窓口、東部市政窓口

図書館(本館)、東部図書館、西部図書館、三鷹駅前図書館、東社会教育会館で、閲覧時間は、各施設の開館時間中。

◆意見書の提出
方法書について、環境の保全の見地から意見のある方は、書面により提出することができます。

◆意見書の記載事項など
①氏名・住所(法人などの団体は、名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地)、②「外郭環状線環境影響評価方法書」、③方法書について

の環境の保全の見地からの意見(日本語で、意見の理由を含めて記載)

◆意見書の提出期限など
9月8日(月)までに、「1163-8001」新宿区西新宿2-



東京外かく環状道路 P-1外環沿線協議会

「中間とりまとめ」が作成されました

国土交通省関東地方整備局と東京都都市計画局は、東京外かく環状道路(関越道5東名高速)について、原点に立ち戻り計画の構想段階から幅広く意見を聞く、パブリック・インボルブメント(P-I)方式で話し合うことを目的として、沿線7区市の関係者、地元区市、国および都で構成された「P-1外環沿線協議会」を設置しています。このたび同協議会では、1年間の議論の成果として、「中間とりまとめ」を作成しました。

「中間とりまとめ」は、協議会の提案により協議会での議論を経て作成されたものです。内容は、協議会の経過、

東京外かく環状道路のオープンハウス開催

東京外かく環状道路の情報を提供し、ご相談や意見などをお伺いするオープンハウスを「新川あおやぎ公園」内に設置しました。

▷8月6日(水)・19日(火)・23日(土)・28日(木)の午後1時~5時、新川あおやぎ公園内オープンスペース(新川一丁目)で。

▶当日、直接会場へ。
※駐車場はありません。なお、開催日以外でもご希望があれば開催します。
⇒国土交通省東京外かく環状道路調査事務所 ☎0120-34-1491・東京都都市計画局外かく環状道路担当 ☎03-5388-3279・市都市計画課 ☎内線2814



7月から制度が改正され、より利用しやすくなりました。

◆助成対象者 ①市内の住宅に居住する方(賃貸住宅の場合)、改修について所有者の承諾を得ていること、②本人または同居親族が次に該当

より利用しやすくなりました 住宅バリアフリー 改修助成制度

◆助成対象工事
①手すりの取付け、②段差などの解消、③滑りの防止および移動の円滑化などのため

◆助成金の額 改修工事に要した費用(消費税額を除く)の10%で、15万円までを限度とします。



◆助成対象者 ①市内の住宅に居住する方(賃貸住宅の場合)、改修について所有者の承諾を得ていること、②本人または同居親族が次に該当

◆助成対象工事
①手すりの取付け、②段差などの解消、③滑りの防止および移動の円滑化などのため

◆助成金の額 改修工事に要した費用(消費税額を除く)の10%で、15万円までを限度とします。

◆助成対象者 ①市内の住宅に居住する方(賃貸住宅の場合)、改修について所有者の承諾を得ていること、②本人または同居親族が次に該当

◆助成対象者 ①市内の住宅に居住する方(賃貸住宅の場合)、改修について所有者の承諾を得ていること、②本人または同居親族が次に該当

◆助成対象工事
①手すりの取付け、②段差などの解消、③滑りの防止および移動の円滑化などのため

◆助成対象者 ①市内の住宅に居住する方(賃貸住宅の場合)、改修について所有者の承諾を得ていること、②本人または同居親族が次に該当

◆助成対象工事
①手すりの取付け、②段差などの解消、③滑りの防止および移動の円滑化などのため

◆助成対象者 ①市内の住宅に居住する方(賃貸住宅の場合)、改修について所有者の承諾を得ていること、②本人または同居親族が次に該当

◆助成対象工事
①手すりの取付け、②段差などの解消、③滑りの防止および移動の円滑化などのため

◆助成対象者 ①市内の住宅に居住する方(賃貸住宅の場合)、改修について所有者の承諾を得ていること、②本人または同居親族が次に該当

◆助成対象工事
①手すりの取付け、②段差などの解消、③滑りの防止および移動の円滑化などのため

公社賃貸住宅あき家
入居者(待機者)を募集
東京都住宅供給公社では、賃貸住宅(都内全域)のあき家人居者(待機者)を募集します。

◆募集戸数 一般賃貸住宅(一部期限付)Ⅱ約1千300戸
◆市民住宅Ⅱ約1千600戸
◆主な申込資格 ①都内在住・在勤の方、②同居親族(内縁、婚約者を含む)のいる方(一部単身者可)、③公社の定める月収基準以上の方(都民住宅は都が定める収入基準の範囲内であること)、④確実な連帯保証人を立てられる方(保証会社の利用も可)

都営住宅(単身者向・シニア向け)募集
都営住宅(単身者向・シニア向け)の入居者を募集します。

◆募集戸数
◆抽せん方式による募集

木造住宅などの耐震改修に市の助成制度
阪神・淡路大震災では建物の倒壊により、多くの尊い生命と貴重な財産が失われました。本市ではこの教訓をふまえて、木造住宅の耐震診断を行う市民のみならず、調査費用の一部を助成しています。

◆調査対象
市民が自ら居住し、新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)前に建築した木造住宅

◆調査費用
1棟3万6千円(うち市から2万4千円を助成)

◆調査員
三鷹市木造住宅構造調査会の調査員(市の構造調査士養成講習の修了者で、大工・建築士など)

◆木造住宅耐震改修費助成
災害時に市民の生命と財産を守るため、木造住宅耐震改修費用の一部を助成し、災害